市民税・都民税・森林環境税（個人住民税）　税額決定通知書の見方

年度　市民税・都民税　森林環境税　税額決定　納税　通知書

※この通知は再交付できません
紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は課税証明書をお取りください。

Ⓐ【年税額】
１年間に納める個人市民税の合計額と、その徴収方法別の内訳金額

Ⓓこの通知により、新たに納付が発生した税額を記載しています。

Ⓒ【整理番号】
お問い合わせの際に、この番号をお伺いすることがあります。

1月1日(賦課期日)住所地・所在地					
年税額	Ⓐ 円	期別	納期限	通知税額	この通知で納付する税額
内訳 給与からの特別徴収税額	Ⓐ 円	第1期		円	Ⓓ 円
内訳 公的年金からの特別徴収税額	Ⓐ 円	第2期		円	Ⓓ 円
内訳 普通徴収税額	Ⓐ 円	第3期		円	Ⓓ 円
変更前年税額	円	第4期		円	円
口座振替登録内容	Ⓑ	随期		円	円
金融機関名・名義					

※口座振替の方は、納期限日に振替えます。

Ⓑ納付方法が口座振替のかたのみ表示しています

★整理番号　Ⓒ　　通知書番号

1－オモテ

●普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額

期別	変更前	今回通知	充当又は委託納付額	納付済額	この通知で納付する税額
第1期	円	円	円	円	Ⓓ 円
第2期	円	円	円	円	Ⓓ 円
第3期	円	円	円	円	Ⓓ 円
第4期	円	円	円	円	円
随期	円	円	円	円	円

●公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額(変更前)	特別徴収税額(今回通知)
	円	円
	円	円

年金所得に係る市民税・都民税は、昭和34年4月2日以前生まれの65歳以上の方は、原則として公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。

昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収対象者である場合は、原則4月から8月まで、昨年度の通知書で通知した仮特別徴収税額を公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。
なお、市と公的年金の支払者との間で行われる、特別徴収税額の通知処理に[illegible]から発せられる年金額改定通知書等[illegible]今回の決定額を超えて特別徴収され[illegible]ます。

Ⓔ【仮特別徴収税額】※年金からの特別徴収があるかたのみ表示しています。
翌年度の個人市民税として、本年度の年金に係る年税額の１/６の金額を翌年４・６・８月に受け取る金額から差し引いて納めていただきます。

本年度において公的年金からの特別徴収対象者であり、本年度分に係る公的年金の支払を受ける場合は、下記の額を公的年金から特別徴収の方法によって徴収する見込みです。
来年度4月から8月までの仮特別徴収税額は、各回本年度の年金所得に係る年税額の1/6となります。

徴収月	仮特別徴収税額(今回通知)
	Ⓔ 円
	Ⓔ 円
	Ⓔ 円

[illegible]の名称及び種類

支払者の法人番号

Ⓝ【税額控除前所得割額】
所得の種類ごとの課税標準額に税率を乗じて、個人市民税額の所得割額を算出しています。税率は納税通知書の裏面「２－ウラ・４－ウラ」に記載しています。

2－オモテ

課税計算明細書1（所得金額等・所得控除額）

所得種別	変更前	今回通知
(給与収入額)	円	円
(年金収入額)	円	円
	円	円
営業等・農業	円	円
不動産	円	円
利子	円	円
配当	円	円
給与 ※所得金額調整控除額	円	円
雑(年金・その他)	Ⓕ 円	円
譲渡・一時	円	円
	円	円
総所得金額①	Ⓖ 円	円
繰越損失額	円	円
	円	円
	円	円
	Ⓗ 円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

Ⓚ総所得金額から所得控除合計を差し引いた金額です。
分離課税分の所得は含みません（千円未満切捨）

Ⓛ分離課税分の所得（千円未満切捨）

所得から差し引かれる金額(所得控除額等) 控除種別	変	
雑損・医療		円
社保・小規模		円
生命保険料		円
地震保険料		円
障・寡・ひ・勤		円
配偶者		円
配偶者特別		円
扶養		円
基		円
所得		

控 配	配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	寡婦	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生
変更前															
今回															

①【配偶者・扶養・障害者・寡婦・ひとり親等の控除】
該当する場合は「＊」印または人数が記載されています。

Ⓘ

Ⓙ

★整理番号　　通知書番号

Ⓘ課税内容に応じて変更事由が記載されている場合があります。

3－オモテ

課税計算明細書2（税額の計算）

課税総所得金額		Ⓚ 円
分離短期	一般	円
譲渡	軽減	円
分離長期	一般	円
譲渡	優良住宅地等(特定)	円
譲渡	居住用(軽課)	Ⓛ 円
株式	一般株式等	円
譲渡	上場株式等	円
上場株式等の配当等(分離課税)		円
先物取引		円
山林・退職		円

Ⓜ

Ⓡ

Ⓡ**定額減税額、控除残額**はここに表示しています。

税額の計算	市民税	都民税
税額控除前所得割額④	Ⓝ 円	円
調整控除額⑤	円	円
税額控除額(外税・配当控除)⑤	円	円
⑤	Ⓞ 円	円
⑤	Ⓞ 円	円
⑤	Ⓞ 円	円
⑤	Ⓞ 円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額⑤	円	円
所得割額⑥	円	円
均等割額⑦	円	円
森林環境税⑧		円
合計年税額⑨		Ⓟ 円
給与からの特別徴収税額⑩		円
公的年金からの特別徴収税額⑩		円
普通徴収税額⑪		円
所得割額より控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額		Ⓠ 円

※所得割額⑥は定額減税適用後の額です。

★整理

Ⓠ【所得割額より控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額】
この金額からⓅ「合計年税額」を差し引き、残額があるかたは、後日還付されます。

Ⓕ個人住民税の算定には、所得金額を用います。
給与と公的年金等は、決められた計算に基づいて収入金額から所得金額を算出しています。
年金所得は雑所得に含まれます。

Ⓖ【総所得金額】
総合課税分の所得の合計金額(繰越控除後)です。
★合計所得金額について
所得の種類が総合課税分のみのかたで繰越損失のないかたは、
合計所得金額＝Ⓖ総所得金額
※合計所得金額は、損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。
※Ⓘに記載のあるかたは、分離課税分の所得や繰越損失があるため合計所得金額＝Ⓖ総所得金額ではない場合があります。

Ⓜこちらに徴収月が記載されている場合は、すでに今年度給与からの特別徴収により徴収された税額があることを示しています。
特別徴収の年度は６月から翌年５月までの１２か月です。

Ⓞ【寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除】
税額から控除されている場合、こちらに印字されます。
★よくある質問：ふるさと納税をしたのに控除されていない
・確定申告をして、ワンストップ特例制度の適用除外となった
・確定申告の際に二表の住民税欄に記載漏れがあった
上記の様なケースがよく見受けられます。

Ⓟ【合計年税額】
＝税額控除前所得割額－調整控除額－税額控除額－配当割額・株式譲渡所得割額＋均等割額